

★ 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第十二号）（薬務課）

一 改正の要旨

国が定める麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の入院に要する費用の徴収額の認定基準が見直され、地方税額に応じて徴収額を認定することとされたことなどを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年三月二十三日

★ 大麻取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第十三号）（薬務課）

一 改正の要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において大麻取締法の一部が改正され、大麻取扱者の欠格事由が見直されたことに伴い、様式を改めた。

二 施行期日

令和二年三月二十三日